

# 福岡県公報

平成18年11月1日  
第2602号

## 目次

### 告示(第2148号-第2156号)

- 県営土地改良事業の換地計画 (農地計画課) …………… 1
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 1
- 貸金業者の営業所の不確知 (経営金融課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) …………… 3
- ### 公 告
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 3

## 告 示

### 福岡県告示第2148号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年10月20日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
飯塚市佐與及び鹿毛馬(佐与地区)	換地計画書の写し	平成18年11月1日から平成18年12月1日まで	飯塚市役所額田支所

### 福岡県告示第2149号

次に掲げる病院は、平成18年10月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人社団杏林会林病院	福岡市博多区千代1-20-18

### 福岡県告示第2150号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確認できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

名 称	氏 名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
キャッシングのクイック	鈴木 光喜	福岡市博多区博多駅前三丁目17-10 せいわビル402号	福岡県知事(1)第08290号	平成17年4月15日

### 福岡県告示第2151号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大城4丁目107番1及び107番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市大城4丁目11番7号  
末永 直行

**福岡県告示第2152号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字下見574番1、575番1及び576番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区中呉服町3番11号  
株式会社 アトラックス 代表取締役 倉田 新一

**福岡県告示第2153号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ久留米白山店

(2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場からの出入りの方法や右折レーン等の設置については、県警や道路管理者との十分な協議を行うこと。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。ご協力をお願いします。

また、リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

(4) 騒音の発生に係る事項

営業時間が24時間であるので、周辺住民から苦情が出ることはないよう、特に夜間及び早朝の防音対策について十分検討するなど、周辺的生活環境の保全に努め、苦情が出た際は誠実に対応すること。

荷さばき作業時の騒音対策については、荷さばき作業時の音の低減や、アイドリング禁止等について納入業者への指導を徹底すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

**福岡県告示第2154号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	二 石 森 崎 線	前	小郡市上西鯨坂728番1先から 同市上西鯨坂729番1先まで	8.6 ～ 9.4	34.5
			後	同上	10.6 ～ 11.4	34.5
久留米	県 道	上 高 橋 野 町 線	前	三井郡大刀洗町大字山隈 1869番37先から 同郡同町大字山隈1869番3 先まで	4.0 ～ 6.0	26.0
			後	同上	4.0 ～ 7.0	26.0

#### 福岡県告示第2155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

久留米	小 郡 山 線 基 山 線	小郡市小郡927番1先から 同市小郡933番1先まで
久留米	二 石 森 崎 線	小郡市上西鯨坂728番1先から 同市上西鯨坂729番1先まで
久留米	上 高 橋 野 町 線	三井郡大刀洗町大字山隈1869番37先から 同郡同町大字山隈1869番3先まで

#### 福岡県告示第2156号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営南嘉穂地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年11月1日から 平成18年12月1日まで	嘉麻市役所 桂川町役場
県営南嘉穂地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し		

## 公 告

#### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年11月1日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 志摩都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所  
(1) 日時  
平成18年12月4日 午後7時から9時まで  
(2) 場所  
志摩町役場 第2庁舎会議室1 (糸島郡志摩町初30番地)

3 都市計画の案の概要及び閲覧  
(1) 志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要  
同方針のうち、次の事項を変更する。  
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針  
イ 主要な都市計画の決定等の方針  
エ 土地利用に関する方針  
(2) 志摩都市計画区域区分の変更の案の概要  
市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。  
(3) 閲覧  
同案については、平成18年11月1日から同月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び志摩町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等  
(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年11月15日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。  
(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法  
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他  
(1) 傍聴  
公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は抽選となることがある。  
(2) 開催の中止  
公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。  
(3) 問い合わせ先  
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。